

一般社団法人日本音響家協会  
事業中止等に関する取扱規準  
(ガイドライン)

(目的)

第1条 この規準は、一般社団法人日本音響家協会（以下、当協会という）が実施する事業における開催中止等に関する取り扱いについて定める。

(事業収入の種類)

第2条 当協会の事業に参加される方へ、当協会の事業収入内訳を明確に提示する。

勘定科目		
受講費	セミナー等の受講者から徴収する現金で、詳細は下記のように明示する	
	受講料	セミナー受講費用（認定試験料を含む）
	教科書代	セミナーの教科書代
	資料代	セミナーの資料代
	技能認定料	認定に関する費用（認定証製作費、手数料）
参加費	イベントの参加費として徴収する現金	
寄付助成金	日本音響家協会の趣旨に賛同し、助成または協力支援するために無償で供与される現金等のうち、対価性の無いもの	
協賛協力金	日本音響家協会の事業に協賛協力し支援するために無償で供与された現金等のうち、対価性が無いもの	
企画制作料	日本音響家協会が部外者（団体）からセミナー・技術指導等の企画及び講師派遣等を受託し、その対価として支払われる現金	

(事業中止事由)

第3条 当協会が主催する事業を中止する事由は次のとおりとする。また、下記事由が相当見込まれる場合も同様とする。

- (1) 天災等不可抗力に起因する場合。
- (2) セミナー等の会場に起因する場合。
- (3) 公共交通機関及び道路事情等に著しく支障がある場合。
- (4) セミナー等の講師等の都合による場合。

(事業中止に伴う受講料等の返還)

第4条 当協会に入金されている受講料等については下記のとおり返還する。

受講費	受講料	受講料相当額を返還する
	教科書代	教科書代相当額を返還する ただし、教科書が受講者に渡っている場合は返還しない
	資料代	資料代相当額を返還する。 ただし、資料が受講者に渡っている場合は返還しない
	資格認定料	資格認定料相当額を返還する
参加費	参加費相当額を返還する	
寄付助成金	寄付助成金相当額を返還する	
協賛協力金	協賛協力金相当額を返還する	
企画制作料	企画制作料相当額を返還する	

なお、受講者等が負担した送金料、振込手数料等は返還しない。

また、受講者の交通、宿泊等のキャンセル費用等の受講者に関する費用の保障はしない。

(事業中止)

第5条 当協会の事業を中止する時は下記により行うものとする。

- (1) 事業の実施責任者は会長に速やかに報告する。

- (2) 支部事業は、支部長が会長に速やかに報告する。
- (3) 宿泊を伴う事業参加者が多い場合は、事業予定日の4日前までに中止を通知するのが望ましい。

(受講料等の返還手続)

第6条 受講者は、事業中止に伴い当協会に入金した受講料等の返還を求めることができる。その手続きは下記による

- (1) 受講者等は事業予定日の3ヶ月後の同日までに、当協会に返還口座を通知するものとする。
- (2) 当協会は返還口座の通知を受理した日の翌月同日までに受講者等の口座に振込をするものとする。
- (3) 受講者等が次回の同様の事業に参加する旨を申し出た場合は、当協会に入金した受講料等を次回事業の受講料等に充当する。

(事業中止の事前広報)

第7条 当協会は受講料等を伴う事業を実施する場合は、事前に事業中止の際の手続きについての広報を行うものとする。

- (1) 当協会の公式ウェブに事業中止に伴う一般的な事項について掲載する。
- (2) 前号の掲載事項以外の必要事項については、公式ウェブの各事業のお知らせや案内チラシに掲載する。

(受講者等の都合によるキャンセル)

第8条 受講者等の都合により当協会の事業に参加できない旨の申し出があった場合の受講料等の取り扱いは次の通りとする。

- (1) 受講者等が次回事業に参加する旨を申し出た場合は、当協会に入金した受講料等を次回事業の受講料等に充当する。
- (2) キャンセル申し出の時点で、既に受講者等に教科書又は資料が渡っている場合は、教科書代又は資料代と手数料を差し引いた金額を返還する。なお、発送手続きを完了している場合は資料が渡っているものとする。
- (3) 返還手続きは第6条による。

附則

この規程は、2019年7月1日から施行する。

附則

この規準は、2019年11月1日から、事業中止等に関する取扱規準とする。